



＜ 共済組合員申告書記入事項 ＞

下記に基づき必要な項目を記入してください。

記入項目	申告事由	資格取得			資格喪失			組合員証再交付申請	変更・訂正	公費負担		給付金受取口座変更	備考
		新規資格取得	自共済内の転入	他共済から転入	退任 任意継続有	職任 任意継続無	自共済内の転出			他共済へ転出	該当		
所属所コード・組合員証番号・所属所名		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	右づめで記入
生年月日・性別		○		○	○	○	△	○	△				3 昭和 4 平成 5 令和 1 男 2 女
基礎年金番号		○※		○									※短期組合員は不要
個人番号(マイナンバー)		○		○									
異動事由・年月日		○	○	○	○	○	○						
職名・所属部課署名		○	○	○									
組合員種別		○	○	○	○	○	○						
転入前・転入後所属所	所属所コード 組合員証番号		○				○						
氏名	カナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	氏名間は1字あけ、濁点は1字とする
	漢字	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	氏名間は1字あける
郵便番号・住所		○		○	△	△	△	○	○	○	○	○	
氏名・住所変更年月日								○					
公費	公費コード									×			
	公費該当年月日									○			
	公費非該当年月日									△	○		
給付金等受取口座	銀行・支店名 口座番号	○	△	○	△						○		右づめで記入、共済貯金の払い出し口座と同一
任意継続組合員関係	掛金の納付方法 電話番号				○								
所属所証明欄		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

○:必須項目 △:該当する場合必要 ×:共済記入 空白:記入不要

＜異動事由コード＞

21 新規取得	25 自共済内の再転入	11 定年退職	15 死亡退職
22 自共済内の転入	26 他共済からの再転入	12 普通退職	16 自共済内への転出
23 他共済からの転入		13 勸奨退職	17 他共済への転出
24 再取得(同じ所属所の場合)		14 任期満了(再任用を含む。)	

＜組合員種別コード＞

10 一般組合員	16 70歳以上組合員(一般・労組)	17 後期高齢適用人(一般・労組)
11 特別職	18 70歳以上組合員(特別・臨時)	19 後期高齢適用人(特別・臨時)
13 臨時職員	26 70歳以上組合員(市町村長)	27 後期高齢適用人(市町村長)
15 労組専従者	36 70歳以上組合員(特定消防)	37 後期高齢適用人(特定消防)
20 市町村長組合員	66 70歳以上組合員(船員)	47 後期高齢適用人(短期)
30 特定消防組合員	76 70歳以上組合員(在職派遣)	48 後期高齢適用人(短期船員)
41 短期組合員	77 70歳以上組合員(退職派遣)	67 後期高齢適用人(船員)
42 短期船員組合員		78 後期高齢適用人(在職派遣)
60 船員組合員		79 後期高齢適用人(退職派遣)
74 在職派遣職員		
75 退職派遣職員		

＜添付書類＞

資格取得の場合	○「年金加入期間等報告書」(内部転入及び短期組合員の場合は不要) ○基礎年金番号の確認できる書類(基礎年金番号通知書等)の写し(内部転入及び短期組合員の場合は不要) ○非常勤職員の場合は「常勤の非常勤職員に関する証明書」 ○地方公務員共済組合または国家公務員共済組合が支給する老齢または障害を支給理由とする年金の受給者である場合 「年金受給権者再就職届」、「年金証書」(三重県市町村職員共済組合以外の年金)(短期組合員は不要)
他共済から転入の場合	○基礎年金番号の確認できる書類(基礎年金番号通知書等)の写し
他共済へ転出の場合	○組合員証・船員組合員証 ○被扶養者証・船員組合員被扶養者証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証・限度額適用認定証(該当者のみ) ○「履歴書」(様式第11号)平成27年9月30日までの履歴を記入要 ○「組合員期間等証明書」
資格喪失の場合	○組合員証・船員組合員証 ○被扶養者証・船員組合員被扶養者証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証・限度額適用認定証(該当者のみ) ○「組合員期間等証明書」(内部転出で退職を伴わない場合及び短期組合員の場合は不要) ○任意継続の申出をし、口座振替を希望する場合は「預金口座振替依頼書」
氏名変更・組合員証再交付申請の場合	○組合員証(同時に被扶養者の氏名も変更する場合は「共済被扶養者申告書」及び被扶養者証)